

令和8年度

<全日・定時・通信制 概要版>

## 神奈川県高校生等奨学給付金（通常給付・国公立）

教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金

**給付要件と給付額** 令和8年7月1日現在で次の要件のすべてを満たす必要があります

(1) 保護者が神奈川県内に在住していること。

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。

(2) 対象となる高校生等が高等学校等に在籍していること。

- 高校生等とは、就学支援金、高校生等・新修学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する生徒です。

(3) 次のいずれかの世帯状況に該当していること

対象となる高校生等1人あたりの給付額（年額）

| 世帯区分                    | 要件                                   | 全日制<br>定時制 | 通信制      |
|-------------------------|--------------------------------------|------------|----------|
| ①生活保護世帯                 | 7月1日時点で生業扶助を受給している                   | 32,300 円   |          |
| ②住民税非課税世帯               | 保護者等全員の住民税所得割額の合計が0円（①を除く）           | 143,700 円  | 50,500 円 |
| ③年収 270～380 万円<br>相当の世帯 | 保護者等全員の住民税所得割額の合計が105,500円未満（①②を除く）  | 47,900 円   | 16,830 円 |
| ④年収 380～490 万円<br>相当の世帯 | 保護者等全員の住民税所得割額の合計が182,500円未満（①～③を除く） | 35,930 円   | 12,630 円 |

- 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。

○次の国籍・在留資格に該当しない場合は、①生活保護世帯又は②住民税非課税世帯のみが対象

### 国籍、在留資格

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 特別永住者
- (3) 永住者
- (4) 日本人の配偶者等
- (5) 永住者の配偶者等
- (6) 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- (7) 家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、  
高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

詳しいお知らせ や 申請書類 は、県ホームページ又は事務室にて用意しています。

県ホームページ：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/>

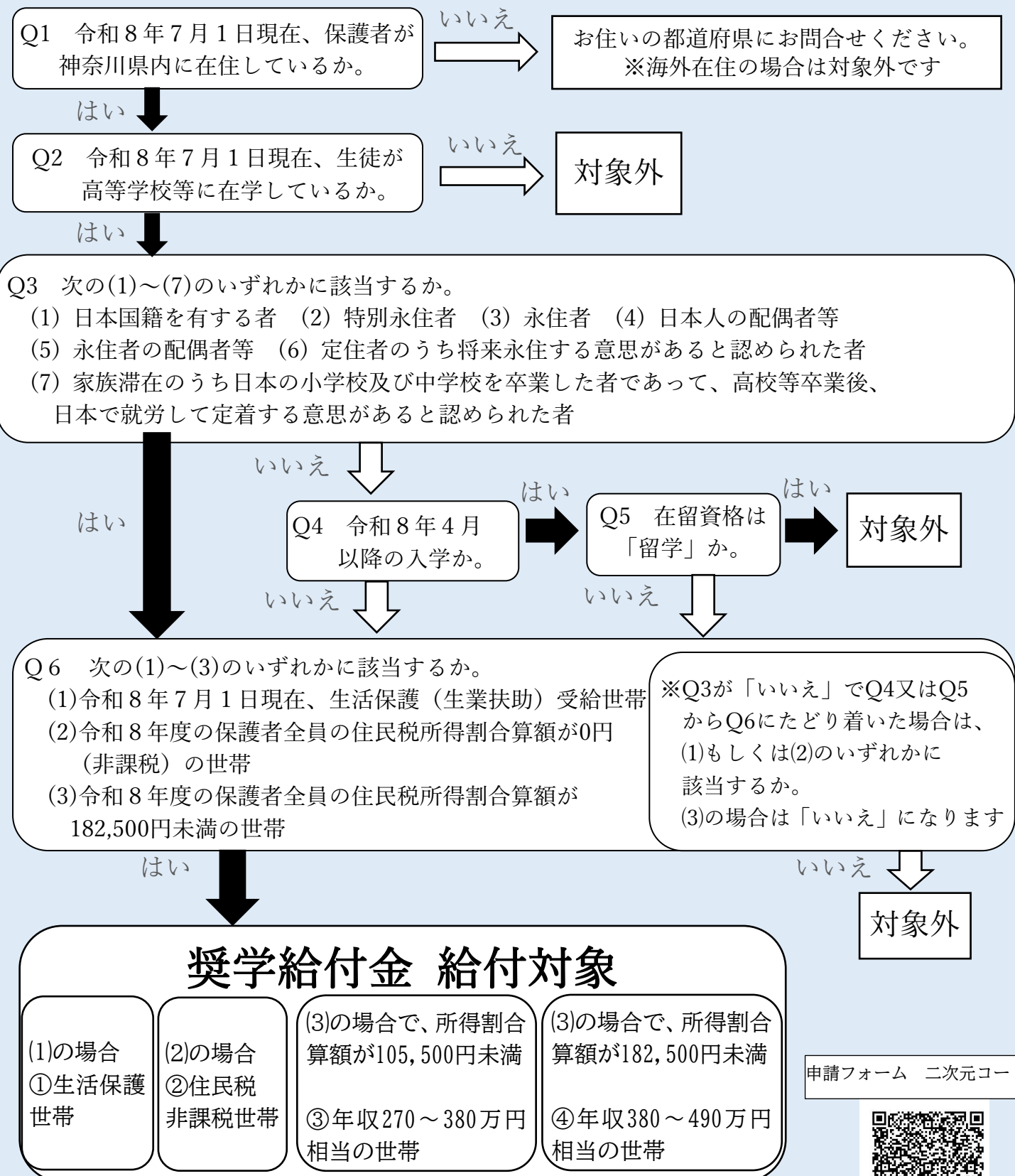
**申請締切は、令和8年12月15日（火）までです。**



問合せ先：在学している高等学校の事務室

（神奈川県立横須賀南高等学校 事務室 電話 046-834-5671(音声案内6)）又は  
神奈川県教育委員会財務課高校奨学金グループ 電話 045-210-8251(直通)

## 奨学給付金対象区分確認シート



上記で「奨学給付金 給付対象」にたどり着いた場合は、給付申請を行うことができます。

・神奈川県立学校にお通いの場合は、次のURLか二次元コードから電子申請システムで申請してください。

URL : [https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=129976](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=129976)

・神奈川県立学校以外にお通いの場合は、県ホームページから様式をダウンロードの上、お通いの学校の事務室に申請書を提出してください。